## 入札公告の取消

平成30年10月11日

国立大学法人東京大学総長　五神　　真

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第43号

平成30年10月１日（号外政府調達第184号37ページ）掲載の入札公告第43号「大規模超並列スーパーコンピュータシステム　一式」を取り消します。

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月11日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　勢田　昌功

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成30年度　犀川遊水地牛牧排水樋門門扉製作設置工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岐阜県瑞穂市牛牧

⑷　工事内容　牛牧排水鋪門　純径間6.3m×有効高3.4m×３門（プレートガーダ構造ローラーゲート：扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備、付属設備）牛牧樋門　純径間10.5m×有効高5.5m×４門（プレートガーダ構造ローラーゲート：扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備、付属設備）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成33年２月12日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約190ｔ、ステンレス鋼材　約25ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。なお、上記取り組みの詳細については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：

http://www.cbr.mlit.go.jp/

「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「総合評価運用ガイドライン（工事関係）」に記載されているとおりである。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、入札書と技術資料（競争参加資格確認資料）及び技術提案書等の同時提出を行う工事である。

⑾　本工事は、40歳以下の技術者を主任技術者又は監理技術者にて配置する場合、工事成績において評価する「若手技術者登用・育成工事」の試行工事である。

⑿　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒀　本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休２日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。

また、本工事の完成時に、完全週休２日の履行実施取組証が発行された場合、今後、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。

なお、取組証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場休工とした週間数の割合が70％を超えた場合に発行する。

⒁　本工事は、入札書提出期限前に発注者が一部の単価を公表する試行工事である。

⒂　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒃　総価契約単価合意方式の適用

①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

②　本方式の実施方式としては、

イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒄　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事の平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく平成29・30年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成15年度以降に元請けとして、次の㋐から㋒に掲げる基準をすべて満たす水門設備を製作・据付した工事（扉体、戸当り、開閉機、操作制御設備の全てを含む新設工事又は更新工事）を施工した実績を有すること。なお、㋐から㋒の工事は同一水門設備であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成15年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

㋐　河川用又はダム用である。

㋑　ゲート形式がプレートガーダ構造又はシェル構造のローラゲートである。

㋒　１門当たりの扉体面積（純径間×有効高）が28㎡以上である。

⑸　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　監理技術者を配置する場合は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　主任技術者を配置する場合は、下記に示す資格を有する者であること。

・「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

・登録基幹技能者講習を修了した者のうち、国土交通大臣が認めるもの。（国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）参照）

③　上記⑷に掲げる工事の水門設備を据付した経験を有する者であること。（ただし、配置する技術者が平成15年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

④　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。